

～自主防災会や災害時要援護者支援制度における避難支援者の皆さまへ～ 宇都宮市 防災地域活動補償制度のご案内

この制度は、災害時の自主防災活動や、災害時要援護者支援制度における避難支援者の活動（防災地域活動）を安心して行っていただけるよう、市が保険会社と契約を締結し、万が一の事故に備える補償制度です。

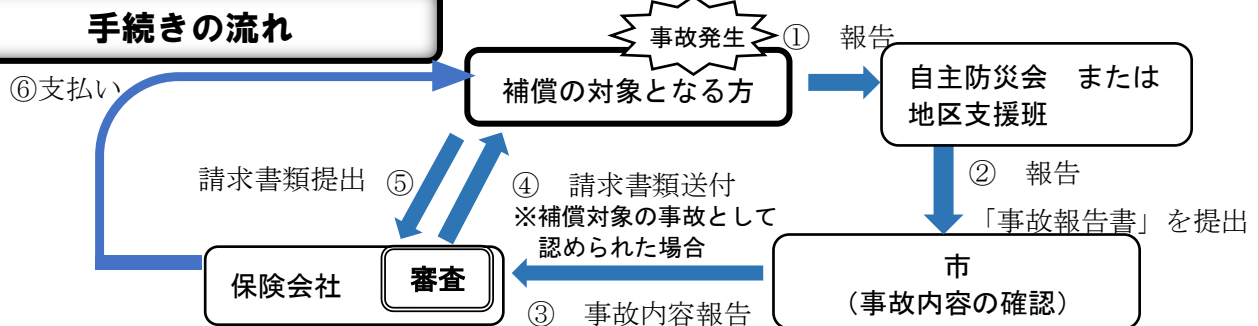


事前に「防災地域活動」の「活動者」として報告された下記の方を補償の対象とします。
活動者は随時、追加・変更可能です。（市への報告が必要）

補償の対象となる方とその活動

対象となる方	対象となる活動	例
防災地域活動の活動者	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設支援・運営支援 災害時の避難誘導・安否確認 出火防止・初期消火 負傷者の救出、救護 情報の収集伝達 避難生活の指導 飲料水、食料等の配分、炊き出し、給水活動 他地域への応援等 	<ul style="list-style-type: none"> 活動する場所に向かう途中や帰宅途中に、転倒してケガをした。 活動中に、強風による倒木、落下物、転倒などによりケガをした。 活動中に、避難者の所持品を誤って壊してしまった。 活動中に、人にケガをさせてしまった。
	避難支援者 （災害時要援護者支援制度）	

手続きの流れ



No.	手続き事項等 () 内は、実施する者	詳細
①	所属団体等へ事故発生報告 (補償の対象となる方)	事故発生について、所属団体へ報告ください。 ※所属団体がない場合は、直接市へ報告
②	「事故報告書」を市へ提出 (自主防災会 または地区支援班)	事故の状況を確認しますので、事故の日から20日以内に、裏面の「事故の報告先」までご報告ください。 【報告内容】 ・事故の発生の日時・場所・状況・活動内容 ・往復途上の場合は活動場所までの経路図や経過など ・対物賠償の場合は写真、事故内容など
③	事故内容を保険会社へ報告 (市)	事故の内容を確認した上で保険会社へ報告します。必要に応じて第三者に証明いただくことがあります。
④	審査後、請求書類を送付 (保険会社)	保険会社による審査の結果、保険の対象となる場合には、保険会社から被保険者ご本人へ送付します。
⑤	請求書類を保険会社へ提出 (補償の対象となる方)	事故の状況等を記入いただき、必要書類を添付のうえ、治療終了後（賠償責任事故の場合は速やかに）返送してください。
⑥	補償金の支払い (保険会社)	保険会社から、補償金の支払い決定通知があります。

補償内容

【傷害事故に係る補償の額】

補償の種類	支払事由	補償の限度額
死亡補償	傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したとき	1人につき 500万円
後遺障がい補償	傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障がいを生じたとき	1人につき 20万円以上 500万円以下
入院補償	傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、入院し、医師の治療を受けたとき	1人1日につき 3,000円（入院した治療日数に応じて傷害事故の日から180日を限度とする。）
手術補償	入院補償が適用され、かつ、活動者の生活機能又は業務能力を治療するために手術を受けたときの補償	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額とする。
通院補償	傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力の減少をきたし、医師の治療を受けたとき	1人1日につき 2,000円（通院した治療日数に応じて傷害事故の日から180日までの間において90日を限度とする。）

【賠償責任事故に係る補償の額】

賠償の種類	支払事由	てん補限度額
身体賠償	他人の身体に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負ったとき	1人につき 1億円 1事故につき 2億円
財物賠償	他人の財物に損害を与え、活動者が損害賠償責任を負ったとき	1事故につき 500万円
保管物賠償	他人からの預かり品又は管理している物を滅失、き損、汚損等により損害を与え、活動者が損害賠償責任を負ったとき	1事故につき 300万円 (保険期間中1,000万円まで)

留意点

【補償制度の対象となる前提】

- 市が避難情報を発令し避難所を開設しているなど、災害が発生している又は災害発生のおそれがある状況であること。
 - ※ 災害時要援護者への避難支援者は、日ごろの声かけ・見守り活動も対象とする。
- 「防災地域活動」の「活動者」として、地域から市に対して調査票（名簿）を提出しており、補償の対象となる事故に遭った方がその調査票に記載されていること。
 - ※ 調査票は年間をとおして随時修正可能ですので、追加等があった場合は、速やかに消防局予防課へ御連絡ください。

【対象とならない事故等】

- 災害発生に備えて、準備をしている際の事故等（避難支援者の活動は除く）
- 自分及び家族等が避難している際の事故等（共助ではない避難行動）
- 消防団として活動している際の事故等
- 交通事故の自車両の費用及び相手方への賠償（活動者の傷害のみが対象）

事故の報告・問い合わせ先

- **地域の防災活動に従事する方
（補償制度について）**

⇒ 宇都宮市行政経営部危機管理課
TEL：028-632-2052

- **（事故の報告、調査票の変更等）**

⇒ 宇都宮市消防局予防課
TEL：028-625-5505

- **災害時要援護者支援制度における避難支援者（事故の報告、調査票の変更等）**

⇒ 宇都宮市保健福祉部保健福祉総務課 028-632-2919